

親子間で相談しておいた方がよい

認知症・高齢社会を家族で乗り切るポイント

前編

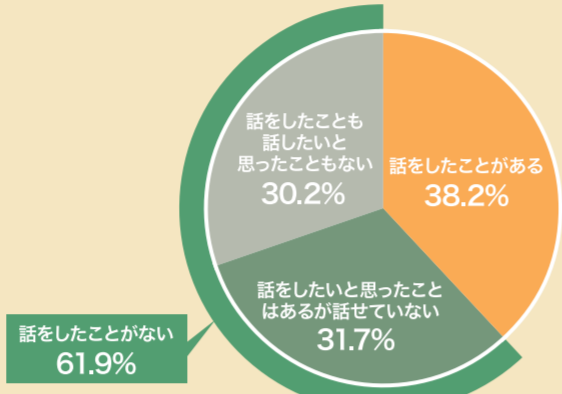
後編は1月7日掲載予定

超高齢社会と言われる今、認知症などになった場合、資産管理や相続の問題は誰にも起こりうることで、万が一、そうなった時は、子どもがすべての責任を負うこととなります。子どもが迷い、困らないためにも、元気なうちに相続を含む「今後のこと」を話し合っておくことが重要です。いざという時のために備えておくべきことなどについて、法律、金融、斎場、住宅メーカーの専門家に2回にわたって聞きました。

(聞き手は佐賀新聞論説委員長・大隈知彦)

西野 そうですね。現実問題として、図1のグラフを見て下さい。「話したことがない(61.9%)」にある通り、親の老後・相続の話は、子どもに相談せず、独自に進めるケースが圧倒的に多いですね。原因としては、子どもからは遠慮して親の老後・相続対策に口を出しづらい実情があります。

図1 Q 親または子と相続の話をしたことがありますか？



出典：親と子の相続意識調査(2021) はなまる手帳

大隈 みなさん、明けましておめでとうございます。今年の正月は、さほど新型コロナウイルスの感染を気にせずに、東京、大阪、福岡などに住んでいるお子さん、お孫さんが帰省され、家族団らんの時間を過ごされている方も多いのではないかと思います。今回は、子ども世代が不安に思っている「親の老後・相続への備え」について、各専門家の方々にいろいろと実情をお伺いしていきたいと思っております。



司法書士法人かはし 代表司法書士 福田 浩平氏



三井住友信託銀行佐賀支店 財務コンサルタント 西野 幸治氏



大隈 親世代が子と相続の話をしていない理由は「話すほどの資産はない」と思っているからがトップです。遺産額別の認識・調停成立件数割合でも遺産額5000万円以下が全体の7割以上を占めている状況です。財産が少ないとも

福田 認知症対策も、発症前のお元気づけであれば、任意後見制度、家族信託など取りうる手段もありますが、親の「まだまだ大丈夫」で対応が遅れると選択肢も成年後見制度など限られた手段しかなくなり、手続きも複雑になり経済的コストも増します。

木下 具体的に子ども世代が不安に感じていることは、「親が介護・認知症になった時の金銭的不安(費用負担や金融機関から引き出せない)」が一番多く、相続に関しては、「遺産分割による家族トラブル」や「相続税がいくらかかるのか」等、親世代だけでは解決できないことが多いですね。

大隈 やはり生前に親に相談しておけばよかったとの後悔が多いみたいですが、親世代だけで進めるとどんな弊害が生じるのですか？

安心な老後のために親子で老後・相続に対する考えを共有



大樹生命佐賀支社 支社長 木下 光美氏



草苑 佐賀支店長 中島 謙治氏



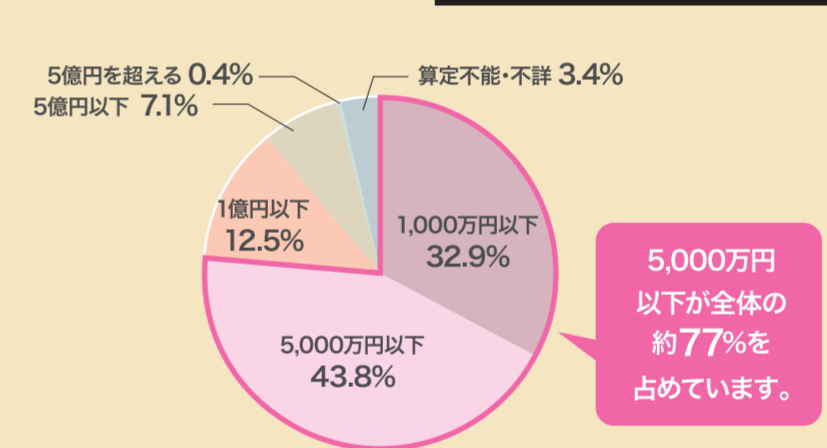
ミサワホーム佐賀 代表取締役社長 一ノ瀬 勝重氏

西野 ご自宅等の不動産や株式等は平等に分割しづらい資産のため、相続人が複数名存在すると「争族」に発展する可能性があります。例えば「遺産がご自宅と預金だけ(自宅2000万円、預金500万円)」、被相続人が父親(母親は既に他界)、法定相続人が長男、次男の二人だけ、父親と長男は自宅を同居、次男は東京で暮らしているケースです。一般的によく見かけるケースで、一見、財産額も少なく、相続人も二人でもめる要素はないと思われがちです。そこに落とし穴が潜んでいます。

大隈 ここまで皆さんのお話を聞いて、子ども世代も親世代の老後・相続について、本当は相談したいと思っている一方で、自らは遠慮して口に出せない現状があるみたいですね。でもそれは結果的には親世代の想いと逆になり子ども世代に不安を抱かせ、相続トラブルにもつながる可能性があります。親子で老後・相続についてお話し合えば、家族・子ども世代を不安に思わせることなく、円滑に老後・終活を迎えられそうですね。

一ノ瀬 長男が750万円を準備できない場合、次男は自宅を売却してでもお金を準備しようと要求してくる可能性があり、まれにそのような相続トラブルの相談をお受けすることがあります。生前の父親の想いが伝わらず、残念な結果となる可能性があります。

図2 遺産額別の相続トラブル発生状況



出典：最高裁判所3年度司法統計年報より

福田 家庭裁判所に調停を申し出ても言い分は平行線のままで調停不成立、審判により次男の言い分通りになるでしょう。家庭裁判所では法定相続分が基準になるため、次男の言い分が通りやすくなります。

大隈 このように遺産・財産額が少なくても自宅のような平等に分けにくい財産は、思いもよらぬ結果を引き起こすこととなりますので、トラブルが起きることのないよう父親の生前に対策をしておくことが重要です。

一ノ瀬 長男が750万円を準備できない場合、次男は自宅を売却してでもお金を準備しようと要求してくる可能性があり、まれにそのような相続トラブルの相談をお受けすることがあります。生前の父親の想いが伝わらず、残念な結果となる可能性があります。

おかげさまで53年。地域に寄り添う「生涯のベストパートナー」を目指して、これからも

新年あけましておめでとうございます。ミサワホーム佐賀は昭和46年12月21日に祐徳自動車(株)住宅事業部として創業し、地元佐賀の皆様を支えていただき、おかげさまで53年目を迎えることが出来ました。私どもは「住まいを通じて生涯のおつきあい」をモットーとしてまいりましたが、超高齢社会を迎え、今後地元佐賀でも大きな課題となっていくであろう「相続」について事前に備えるために、家族で考える機会を増やせるよう新しい取り組みを始めています。住まいだけでなく、よりよい佐賀づくりのために尽力してまいります。本年もミサワホーム佐賀をよろしくお祈り申し上げます。

(株)ミサワホーム佐賀 代表取締役会長 原 正文 代表取締役社長 一ノ瀬 勝重

家族で考える老後・相続への備えセミナー

～認知症・高齢社会を家族で乗り切るポイントとは～

とき 令和6年 2月25日 日 受付10:00～開演10:30～

ところ ホテルマリタール創世佐賀 佐賀市神野東2丁目5-15

要事前申込み 先着100名様 お申込み締切/令和6年2月16日(金)まで

第1部 家族で考える老後・相続への備えセミナー 10:35～11:30

講師 司法書士法人かはし 代表司法書士 福田 浩平氏 三井住友信託銀行 佐賀支店 財務コンサルタント 西野 幸治氏 大樹生命 佐賀支社 支社長 木下 光美氏

第2部 5人の専門家によるQ&A 11:40～12:30

◎参加お申込み方法

■インターネットからのお申込み

右記QRコードの専用フォームよりお申込みください



■郵送、ハガキ、ファクス

氏名、住所、年齢、電話番号をご記入の上、郵送、ハガキ、ファクスで、下記事務局までお申し込みください

受付後、事務局より受講券を郵送させていただきます。

TEL 0952-28-3888 FAX0952-28-3889

◎お申込みお問合せ

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神3丁目2-23 株式会社佐賀広告センター内